

教育担当特別教授について

1 再任予定年月日 2024年4月1日

① 内海 隆（うちうみ たかし）

② 河野 秀孝（かわの ひでたか）

2 新任予定年月日 2024年4月1日

① 本田 明弘（ほんだ あきひろ）

※部局長会議の審査を経て、理事長が任命

（公立大学法人青森公立大学教育担当特別教授嘱託規程参照）

公立大学法人青森公立大学教育担当特別教授嘱託規程

平成29年12月25日
規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学（以下「本学」という。）における学部^{（1）}の教育等の充実を図り、本学の教育の質を高めるため、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項第2号に掲げる職員のうち、青森公立大学教育担当特別教授（以下「特別教授」という。）の嘱託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 特別教授は、学部における教育業務及び教育に関連する業務に従事する。
2 その他、学長が必要と認める業務に従事する。

(特別教授の資格)

第3条 特別教授となることのできる者は、定年等により本学あるいは他大学・機関を退職した者で、公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程（平成21年規程第62号）第4条の規定に該当する者とする。

(採用)

第4条 特別教授の採用は学長が諮議し、部局長会議で審査を行い、理事長が任命する。

(委嘱期間)

第5条 特別教授の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。

(労働条件の明示)

第6条 特別教授の委嘱にあたっては、委嘱期間、従事させる勤務内容、報酬の額、勤務時間等雇用条件を明示するものとする。

(勤務時間)

第7条 特別教授の勤務時間は、担当する授業科目の開講時間及び教育支援に係る時間とする。

(報酬等)

- 第8条 特別教授には報酬及び通勤手当を支給する。
2 報酬は、年俸とし、その者の勤務時間及び常勤教員との均衡を考慮して理事長が定める。
3 特別教授の通勤手当は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の適用を受ける職員の例に準じて支給する。
4 前3項の報酬及び通勤手当の支給方法及び支給日は、職員就業規則の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

(費用弁償等)

- 第9条 特別教授がその職務を行うために旅行するときは、これに要する費用の弁償として教育準備研究費から旅費を支給する。
2 前項の旅費の額は、公立大学法人青森公立大学旅費規程（平成21年規程第84号）の規定による事務職員6級相当額とする。

(年次有給休暇)

- 第10条 特別教授の休暇は年次有給休暇及び特別休暇とする。
2 前項の休暇については、職員就業規則第4章第4節（第36条、第40条、第44条及び第45条を除く）の規定を準用する。

(服務規律)

第11条 特別教授の服務規律は、職員就業規則第3章の規定を準用する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、特別教授の就業については、職員就業規則（第7条、第11条、第18条から第32条まで、第4章第5節、第5章、第54条から第58条まで、第59条第1項第3号、第59条第1項第5号、第64条、第66条、第87条、及び第11章の規定を除く。）の規定の例による。ただし、法人の教員職員を定年等により退職した者が特別教授として採用された場合は、職員就業規則第8条から第10条は準用しない。

附 則

この規程は、平成29年12月25日から施行する。

公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程

平成21年4月1日
規程第62号

改正 平成21年11月規程第145号
改正 平成23年3月規程第13号
改正 平成27年3月規程第15号
改正 平成28年9月規程第21号
改正 平成30年6月規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）第6条第3項の規定に基づき、青森公立大学の教員職員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発議)

第2条 教員職員（教授、准教授及び講師をいう。以下「教員」という。）の採用は、選考により行う。

2 教員の採用及び昇任の選考は、学長が、教育研究審議会の議に基づき教員人事の基本方針に従い、理事長及び学長（青森公立大学学長）と協議し、発議（発議）する。

(選考)

第3条 教員の採用及び昇任に係る選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事會が行う。

2 人事委員会は、前項の規定により教員の採用及び昇任に係る選考の審議を行うに当たっては、教育研究審議会（当該審議が法人の経営に関与するものであるときは、教育研究審議会及び経営審議会）の意見を徴しなければならない。

3 教育研究審議会は、業績審査委員会の審査結果の報告を踏まえ、審議する。

(教員の資格)

第3条の2 教員の資格は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条から第16条までの規定に従い、次条から第6条までに定めるところによる。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 大学において教授の経歴のある者

(4) 大学において准教授の経歴があり、担当する分野における教育研究上の業績があると認められる者

(5) 芸術、体育等の分野を担当する場合には、特殊の技能に秀で、教育の経歴がある者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

(1) 前条に規定する教授となることのできる者

(2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者

(3) 大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員として経歴がある者

(4) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(5) 研究所等に5年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者

(6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者
(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前2条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者
(業績審査委員会)

第7条 教員採用予定者及び昇任予定者の資格の審査をするため、学部教授会（以下「教授会」という。）に業績審査委員会を設置する。

2 業績審査委員会は、教授会で互選された教員及び学部長が指名する教員で組織する。

3 前項に規定する業績審査委員会の構成員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 教授又はこれに準ずる者の採用及び教授への昇任 教授会構成員のうち教授の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名

(2) 准教授又はこれに準ずる者の採用及び准教授への昇任 教授会構成員のうち准教授以上の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名

(3) 講師の採用 教授会構成員で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名

(業績審査委員会の定数)

第8条 業績審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(業績審査委員会の委員長)

第9条 業績審査委員会に委員長を置く。

員としての採用が決定された者は、この規程に規定する手続に基づき採用が決定された者とみなす。

附 則 (平成21年規程第145号)
(施行期日)

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則 (平成23年規程第13号)
(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)
(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第21号)
(施行期日)

この規程は、平成28年9月16日から施行する。

附 則 (平成30年規程第17号)
(施行期日)

この規程は、平成30年6月22日から施行する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 業績審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
(業績審査委員会の表決)

第10条 業績審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
(募集方法等)

- 第11条 教員採用予定者に係る募集は、公募又は推薦によるものとする。
- 2 業績審査委員会は、履歴書及び業績目録等の審査のみを行うものとする。
- 3 業績審査委員会は、前項の審査の結果について、業績審査結果報告書に当該採用又は昇任に係る者の履歴書及び業績目録等を添えて、学部長に提出するものとする。
- 4 学部長は、前項の規定により提出された審査の結果を、教育研究審議会に報告するものとする。

5 学部長は、第3項の業績審査結果報告書、履歴書及び業績目録等を、人事委員会における当該採用又は昇任の可否に係る表決の後、教授会構成員に対し1週間以上縦覧に供するものとする。ただし、当該人事委員会の表決においてこれが否決されたときは、この限りでない。
(経過報告等)

第12条 学長及び学部長は、前条第2項の審査の経過について、業績審査委員会から報告を求めることができる。
(学長への内申)

第13条 人事委員会の長は、教員採用及び昇任の結果を、人事委員会の議事録を添付し学長へ内申するものとする。

(理事会への申出)
第14条 学長は、前条の結果に基づき、教員の採用及び昇任について理事会に諮るものとする。
(その他)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に青森公立大学教員採用及び昇任規程（平成12年7月27日施行）に規定する手続に基づき施行日以後における教